

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の  
提供区域の設定について

平成26年5月19日

## 1 教育・保育提供区域とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は、子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに事業の必要量を算出するとともに、事業内容や実施時期を示さなければならないとされている。

### ●子ども・子育て支援法

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

二 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

## 2 区域設定に関する国の考え方

子ども・子育て支援法に基づく基本指針案（第三-二-1 教育・保育の提供区域の設定に関する事項）

- ① 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- ② 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定める。
- ③ 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- ④ 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。
- ⑤ 教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の広域利用の実態が異なる場合には、実状に応じて、区分または事業ごとに設定することができる。

### 3 区域設定にあたって留意すべきポイント

- ① 区域の設定が、本市の実情に即しているか。
- ② 教育・保育の利用者の実態とかけ離れていないか。
- ③ 事業量の調整単位として適切か。
- ④ 設定した区域内での量の調整や確保などが可能であるか。
- ⑤ 保育ニーズが住居地ばかりでなく、通勤経路等に沿って発生することなどにも考慮する必要がある。

### 4 教育・保育提供区域の運用イメージ

- ① 設定した区域ごとに、認定区分に応じた各年度の教育・保育の事業必要量の見込みと確保内容を明記する。
- ② 量の見込みは、ニーズ調査をベースに、区域・年度・認定区分ごとに量の見込みを算出する。(実績に応じて、随時見直しをする。)

〇〇区域	平成27年度			平成28年度			平成29年度			
	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	1号認定	2号認定	3号認定	
①量の見込み	100人	250人	200人	100人	270人	220人	100人	270人	230人	
②確保内容	特定教育保育施設	100人	220人	150人	100人	260人	170人	100人	270人	200人
	地域型保育施設			20人			30人			30人
②-①	0人	▲30人	▲30人	0人	▲10人	▲20人	0人	0人	0人	

## 5 本市の教育・保育提供区域について

本市の地理的条件や交通事情などの実状を勘案し、教育・保育提供区域を設定する。

幼稚園の中には、通園バスを保有している園もあり、区域を越えて通園している児童もいる。また、保育所に関しては、保護者が自動車などで送迎することから、幼稚園と同様に区域を越えて通園していることから、区域を細かく設定することなく、大まかな区域設定をし、教育・保育ニーズに応えることが必要であると考える。

検討区域(案)	A	B	C
区域数	17	4	3
区域内容	小学校毎の区割り	①藤枝市北部 岡部、葉梨、広幡 ②藤枝市中部 藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉 ③藤枝市青島 青島 ④藤枝市南部 高洲、大洲	①藤枝市北部 瀬戸谷、稲葉、葉梨、広幡、岡部 ②藤枝市中部 藤枝、西益津、青島（駅北） ③藤枝市南部 青島（駅南）、高洲、大洲
区域毎の特徴	 <p>区域数が多い、範囲が狭い</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p>保育施設が存在しない学区があり、需給調整が容易ではない。 地域の実状に個別に対応する必要がある。</p> </div>	 <p>区域数が少ない、範囲が広い</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #e6f2ff;"> <p>人口規模が異なり、児童数に差があるものの、すべての地区に、教育・保育施設が存在することから、需給調整は可能である。 地域の実状が異なるものの、近隣地域で補うことができる。</p> </div>	

【参考資料】 前頁「B」での区域別人口等データ

藤枝中部（藤枝、西益津、瀬戸谷、稲葉地区）							
	地区内人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口			
実数	37,359人	4,508人	21,671人	11,180人			
比率	100%	12.1%	58.0%	29.9%			
	未就学児人口	0歳児人口	1～2歳児人口	3～5歳児人口	就学児人口	小学1年～3年	小学4年～6年
実数	1,634人	242人	530人	862人	1,838人	885人	953人
比率	67.2%	10.0%	21.8%	35.5%	75.6%	36.4%	39.2%
	保育施設	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育
実数	2箇所	箇所	2箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
定員	1,734人	270人	1,415人			34人	15人

藤枝北部（葉梨、広幡、岡部地区）							
	地区内人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口			
実数	33,775人	4,456人	20,399人	8,920人			
比率	100%	13.2%	60.4%	26.4%			
	未就学児人口	0歳児人口	1～2歳児人口	3～5歳児人口	就学児人口	小学1年～3年	小学4年～6年
実数	1,827人	277人	604人	946人	1,725人	876人	849人
比率	75.2%	11.4%	24.8%	38.9%	71.0%	36.0%	34.9%
	保育施設	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育
実数	2箇所	箇所	2箇所	箇所	箇所	箇所	箇所
定員	1,282人	475人	470人	252人	85人		



藤枝市青島							
	地区内人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口			
実数	41,656人	6,029人	25,907人	9,720人			
比率	100%	14.5%	62.2%	23.3%			
	未就学児人口	0歳児人口	1～2歳児人口	3～5歳児人口	就学児人口	小学1年～3年	小学4年～6年
実数	2,377人	369人	817人	1,191人	2,426人	1,214人	1,212人
比率	5.7%	0.9%	2.0%	2.9%	5.8%	2.9%	2.9%
	保育施設	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育
実数	18箇所	3箇所	4箇所	1箇所	9箇所	1箇所	箇所
定員	1,990人	330人	1,015人	315人	242人	8人	80人

藤枝市南部（高洲、大洲地区）							
	地区内人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口			
実数	33,669人	4,886人	20,669人	8,114人			
比率	100%	14.5%	61.4%	24.1%			
	未就学児人口	0歳児人口	1～2歳児人口	3～5歳児人口	就学児人口	小学1年～3年	小学4年～6年
実数	1,839人	284人	630人	925人	2,004人	971人	1,033人
比率	7.6%	1.2%	2.6%	3.8%	8.3%	4.0%	4.3%
	保育施設	保育所	幼稚園	認定こども園	認可外保育所	家庭的保育	事業所内保育
実数	7箇所	1箇所	2箇所	箇所	2箇所	2箇所	箇所
定員	1,198人	200人	900人		74人	14人	10人

## 6 本市の地域子ども・子育て支援事業の提供区域について

地域子ども・子育て支援事業の区域設定については、教育・保育事業と共通の区域とすることが基本となるが、実態に即して事業毎に設定することができるかとされていることから、事業の実施状況等を踏まえて次のとおり設定したい。

事業名	提供区域	区域設定の理由
1 利用者支援事業	市全域 (1区域)	利用可能なすべての施設やサービスの利用調整、情報集約等ができるよう「市全域」とする。
2 地域子育て支援拠点事業	市全域 (1区域)	本事業は、公立・私立に関わらず、子育て中の親子が気軽に利用できることが必要であることから、「市全域」とする。
3 妊婦検診診査	市全域 (1区域)	検診は、県内の医療機関で受診可能であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」とする。
4 乳児家庭全戸訪問事業	市全域 (1区域)	訪問型の事業であり、細かな区域設定は事業の趣旨になじまないことから「市全域」とする。
5 養育支援訪問事業	市全域 (1区域)	児童相談所や保健所、医療機関との全市的な連携が必要であり、全市域の情報を元に迅速な対応が求められることから「市全域」とする。
6 子育て短期支援事業	市全域 (1区域)	一時的な不定期の保育サービスを提供する事業であり、一定の区域内に利用場所を特定することが困難であることから「市全域」とする。
7 ファミリー・サポート・センター事業		
8 一時預かり事業		
9 延長保育事業	教育・保育提供区域と共通区域	本事業は、通常の保育時間を超えて保育を行う事業であり、教育・保育事業と切り離せない事業であることから、教育・保育提供区域と共通区域とする。

10 病児・病後児保育事業	市全域 (1区域)	本事業は、医療機関との連携が必要不可欠なことから、「市全域」とすることで、事業を円滑に実施していく。
11 放課後児童クラブ	小学校区 (17区域)	本事業は、自らが通う小学校にある施設を利用する実態であることから、「小学校区」とする。
12 実費徴収に係る補足給付を行う事業	—	本事業については、市町村子ども・子育て支援事業計画における提供区域の設定は必要ない。
13 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		

## ●子ども・子育て支援法

### 第四章 地域子ども・子育て支援事業

第五十九条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第六十一条第一項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

- 一 子ども及びその保護者が、確実に子ども・子育て支援給付を受け、及び地域子ども・子育て支援事業その他の子ども・子育て支援を円滑に利用できるよう、子ども及びその保護者の身近な場所において、地域の子ども・子育て支援に関する各般の問題につき、子ども又は子どもの保護者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の内閣府令で定める便宜の提供を総合的に行う事業
- 二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども（第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。）が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯（当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育（特定教育・保育（保育に限る。）、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。）の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。）以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育（保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。）を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業

- 三 支給認定保護者のうち、当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める基準に該当するもの（以下この号において「特定支給認定保護者」という。）に係る支給認定子どもが特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育又は特例保育（以下この号において特定教育・保育等」という。）を受けた場合において、当該特定支給認定保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用その他これらに類する費用として市町村が定めるものの全部又は一部を助成する事業
- 四 特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業
- 五 児童福祉法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業
- 六 児童福祉法第六条の三第三項に規定する子育て短期支援事業
- 七 児童福祉法第六条の三第四項に規定する乳児家庭全戸訪問事業
- 八 児童福祉法第六条の三第五項に規定する養育支援訪問事業その他同法第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会その他の者による同条第二項に規定する要保護児童等に対する支援に資する事業
- 九 児童福祉法第六条の三第六項に規定する地域子育て支援拠点事業
- 十 児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預かり事業
- 十一 児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保育事業
- 十二 児童福祉法第六条の三第十四項に規定する子育て援助活動支援事業
- 十三 母子保健法（昭和四十年法律第百四十一号）第十三条第一項の規定に基づき妊婦に対して健康診査を実施する事業